

## 建築・設備工事検査技術基準

### 第1 趣旨

この技術基準は、静岡市が発注する建築・設備工事及びこれらに類する工事の検査の適正な実施を図るため、静岡市工事検査実施要綱第5条の規定に基づき、検査の技術的な基準を定める。

### 第2 検査の内容

検査は、工事検査の種類に応じ、契約書、設計図書に基づき、工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来栄えについて行う。

### 第3 検査基準

検査の測定箇所並びに出来形寸法の規格値、品質については、以下による。

ただし、工事内容等によりこの検査基準を適用することが不相当と判断される場合は、これによらないことができる。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）及び建築工事監理指針
- (2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び電気設備工事監理指針
- (3) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び機械設備工事監理指針
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）及び建築改修工事監理指針
- (5) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (6) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (7) 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- (8) 公共建築木造工事標準仕様書

特記仕様書

### 第4 中間検査

工事施工途中の検査は、契約書に明記されているとおり監督員の権限であるが、完成検査時では不可視部となり「出来形・出来栄え」及び「性能・品質等」の確認が難しい場合、屋根、高所など完了検査時に直近から検査できない場合等について、中間検査を実施する。

なお、検査の内容と方法については、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

### 第5 中間技術検査

「建築・設備工事中間技術検査実施要領」に規定された工事において、施工上の主要な変化点において実施し、技術的評価を行う。

なお、検査の内容と方法については、別表第4、別表第5及び別表第6のとおりとする。

#### 附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する。

## 建 築 工 事

別表第1 中間検査の内容と方法

構造種別	実施時期※	検査の内容	検査の方法	実施要件
鉄筋 コンクリート造	基礎・地梁の配筋完了時	鉄筋工事の施工状況検査を行う	主要な配筋の、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等を計測と目視により検査する	新築・増築工事については階数(地階除く)2以上、又は延べ面積が200㎡を超える場合で、左記の構造種別に該当するものについて実施する
	最上階躯体の配筋完了時			
鉄骨鉄筋 コンクリート造	基礎・地梁の配筋完了時	鉄筋工事の施工状況検査を行う	鉄筋コンクリート工事に準ずる	
	鉄骨建方完了時 (本接合完了後)	鉄骨工事の施工状況検査を行う	建方精度を計測により検査する	
	最上階躯体の配筋完了時	鉄筋工事の施工状況検査を行う	鉄筋コンクリート工事に準ずる	
鉄骨造	基礎・地梁の配筋完了時	鉄筋工事の施工状況検査を行う	鉄筋コンクリート工事に準ずる	
	鉄骨建方完了時 (本接合完了後)	鉄骨工事の施工状況検査を行う	建方精度を計測により検査する	
木造	基礎・地梁の配筋完了時	鉄筋工事の施工状況検査を行う	鉄筋コンクリート工事に準ずる	
鉄骨ブレース設置工事	鉄骨ブレース現場据付時	鉄骨ブレースの施工状況検査を行う	鉄骨ブレースの建て方の施工精度、溶接・ボルト締め・樹脂アンカー打込みの良否を抽出での計測と目視で検査する	原則として、すべての工事について実施する
内外部防水・塗装等の仕上げ(屋根、高所など完了検査時に直近から検査できない工事)	内外部足場撤去前	屋根・防水・内外装・塗装等の施工状況検査を行う	屋根・防水・内外装・塗装等の仕上げの出来形・出来ばえ等を抽出で計測と目視により検査する	新築・増築工事については階数(地階除く)2以上、又は延べ面積が200㎡を超える場合実施する。 塗装、防水工事等専門工事発注の場合はすべて実施する。 改修工事については、完成後に内外部の施工の適否を確認し難い工事について検査を実施する
<p>その他の構造・工事種別において、検査員が必要であると認めた場合については中間検査を実施する。                  ※各実施時期で複数箇所を渡る場合は、代表的な箇所の検査とすることができる。</p>				

電気設備工事

別表第2 中間検査の内容と方法

設備・種別	実施時期※	検査の内容	検査の方法	実施要件
配線器具・照明器具 配管・配線	高天井等足場撤去前	外観、寸法、品質等の施工状況検査を行う	提出された機材の仕様書、施工図等との整合及び、据付の施工状況について計測と目視により検査する。	完成後に施工の適否を確認し難い主要な器具等について実施する。 主要な器具等とは、設計図書において、その設置が工事の主たる目的となるものをいう。
<p>その他の設備・種別において、検査員が必要であると認めた場合については中間検査を実施する。 ※複数箇所に渡る場合は、代表的な箇所の検査とすることができる。</p>				

機械設備工事

別表第3 中間検査の内容と方法

設備・種別	実施時期※	検査の内容	検査の方法	実施要件
主要機器等	機器据付完了時	外観、寸法、品質等の施工状況検査、性能試験を行う	提出された機材の仕様書、施工図等との整合及び、据付の施工状況について計測と目視により検査する。	完成後に施工の適否を確認し難い主要機器等について実施する。 主要機器とは、設計図書において、その設置が工事の主たる目的となるものをいう。
各種配管等	主要階（室）における配管の概ね完了時	管の接合、勾配、吊り及び支持間隔、貫通部の処理等の施工状況検査を行う	管の接合、勾配及び支持間隔等の施工状況を計測と目視により検査する。	完成後に施工の適否を確認し難い配管等について実施する。 原則として、施工対象となる建築物が、階数(地階除く)2以上、又は延べ面積が200㎡を超える場合実施する。
各種ダクト等	主要階（室）におけるダクト工事の概ね完了時で、保温工事の施工前	ダクトの接合、支持間隔、貫通部の処理等の施工状況検査を行う	各種ダクトの接合、支持間隔等の施工状況を計測と目視により検査する。	完成後に施工の適否を確認し難い長方形ダクト等について実施する。 原則として、施工対象となる建築物が、階数(地階除く)2以上、又は延べ面積が200㎡を超える場合実施する。
浄化槽 地下タンク等	槽の据付時	外観、寸法、品質等の施工状況検査を行う	提出された機材の仕様書、施工図等との整合及び、据付の施工状況について計測と目視により検査する。	小規模合併処理を除くユニット型浄化槽及び、埋設される25㎡以上の各種タンク類について実施する。
<p>その他の設備・種別において、検査員が必要であると認めた場合については中間検査を実施する。 ※各実施時期で複数箇所に渡る場合は、代表的な箇所の検査とすることができる。</p>				

建 築 工 事

別表第4 中間技術検査の内容と方法

構造種別	実施時期	検査の内容	検査の方法
鉄筋 コンクリート造	躯体工事が完了し、 サッシ取付け中	土工事・地業工事・鉄筋工事・コンクリート工事・鉄骨工事の出来形及び品質の確認、施工管理状況の確認を行う 工事成績評価のうち、2. 施工状況Ⅰ施工管理、3. 出来形及び出来ばえⅠ出来形・Ⅱ品質・Ⅲ出来ばえについて成績評価を行う（検査員のみ）	完成検査に準ずる
鉄骨鉄筋 コンクリート造			
鉄骨造	鉄骨建て方が完了し、サッシ取付け中		
鉄筋 コンクリート造 鉄骨造 (耐震補強工事)	監督員と受注者の協議により定める (最下階の補強壁の設置完了時等、工事の内容、施工工程を考慮し、出来形・品質及び出来ばえの技術的評価が適切に実施できる時期とする)		
鉄筋 コンクリート造 鉄骨鉄筋 コンクリート造 鉄骨造 その他の構造 (改修工事)	監督員と受注者の協議により定める (内装の下地完了時等、工事の内容、施工工程を考慮し、出来形・品質及び出来ばえの技術的評価が適切に実施できる時期とする)		

電気設備工事

別表第5 中間技術検査の内容と方法

設備・種別	実施時期	検査の内容	検査の方法
高圧受電設備 (キュービクル含) 高圧引込み設備 自家用発電設備 (太陽光発電設備) (風力発電設備等) 分電盤・制御盤 配線器具・照明器具 配管・配線	監督員と受注者の 協議により定める (工事の内容、施工 工程を考慮し、出来 形・品質及び出来ば えの技術的評価が 適切に実施できる 時期とする)	工事の出来形及び品質の確認、施工管理状況の確認を行う 工事成績評価のうち、2. 施工状況 I 施工管理、3. 出来形及 び出来ばえ I 出来形・II 品質・III 出来ばえについて成績評 定を行う (検査員のみ)	完成検査に準ずる

機械設備工事

別表第6 中間技術検査の内容と方法

設備・種別	実施時期	検査の内容	検査の方法
主要機器等 各種配管等 各種ダクト等 浄化槽 地下タンク等	監督員と受注者の協議により定める (工事の内容、施工工程を考慮し、出来形・品質及び出来ばえの技術的評価が適切に実施できる時期とする)	工事の出来形及び品質の確認、施工管理状況の確認を行う 工事成績評価のうち、2. 施工状況Ⅰ 施工管理、3. 出来形及び出来ばえⅠ 出来形・Ⅱ 品質・Ⅲ 出来ばえについて成績評価を行う(検査員のみ)	完成検査に準ずる